

## 令和8年第2回龍ヶ崎市議会定例会議案

議案第1号	龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について	…	1
議案第2号	龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	…	12
議案第3号	龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	…	14
議案第4号	龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について	…	16
議案第5号	工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和6～7年度（仮称）長山中学校区義務教育学校整備工事（建築工事））	…	18
議案第6号	工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和6～7年度（仮称）長山中学校区義務教育学校整備工事（電気設備工事））	…	22
議案第7号	工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和6～7年度（仮称）長山中学校区義務教育学校整備工事（機械設備工事））	…	25
議案第8号	市有財産の取得について（令和9～13年度北竜台学園保育ルーム賃貸借）	…	28
議案第9号	和解に関することについて	…	35
議案第10号	令和8年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）	…	別冊
議案第11号	令和8年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第1号）	…	別冊
議案第12号	龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について	…	36
議案第13号	龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について	…	38
議案第14号	龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について	…	40

議案第15号	龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について	…	42
議案第16号	龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について	…	44
議案第17号	龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について	…	46
議案第18号	龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について	…	48
議案第19号	龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について	…	50
議案第20号	龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について	…	52
議案第21号	龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について	…	54
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について）	…	56
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	…	87
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第13号））	…	94
			(別冊)
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第8号））	…	95
			(別冊)
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	…	96
報告第6号	専決処分の報告について（和解に関することについて）	…	98
報告第7号	令和7年度龍ヶ崎市一般会計継続費繰越計算書について	…	100
報告第8号	令和7年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について	…	102
報告第9号	令和7年度龍ヶ崎市一般会計事故繰越し繰越計算書について	…	106

報告第10号	令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費繰越計算書について	… 108
報告第11号	令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算繰越計算書について	… 110

議案第1号

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市税条例（昭和33年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 省 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 省 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配</p>

偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2  
9 } 省 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項

偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2  
9 } 省 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項

に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3) } 省 略

4

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第52条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 省 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第35条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3) } 省 略

4

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第52条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 省 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に

に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名

限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 省 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 省 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第62条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となすべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

付 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の4 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の2及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の5 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の2第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第11条の3第1項、付則第11条の4第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第62条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となすべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

付 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の2及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の5 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の2第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第11条の3第1項、付則第11条の4第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、

付則第20条第1項、付則第20条の2第1項、付則第20条の3第1項又は付則第21条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第12条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第17条 省 略

第17条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第18条の2 省 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個

付則第20条第1項、付則第20条の2第1項又は付則第21条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第12条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第17条 省 略

第17条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第18条の2 省 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個

人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省 略

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第20条の2 省 略

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32

人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省 略

第20条の2 省 略

条第1項及び第2項並びに第34条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは付則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第15条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第21条 省 略

第21条 省 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第62条の改正規定及び付則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の6第2項の改正規定並びに付則第4条の5の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、付則第17条の2の改正規定及び付則第18条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 付則第4条の5の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第20条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の龍ヶ崎市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の龍ヶ崎市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例付則第4条の4第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第4

1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 1 0 項に規定する認定住宅等（同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の龍ヶ崎市税条例付則第 4 条の 5 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第 5 項において「3 号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の龍ヶ崎市税条例付則第 1 8 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の龍ヶ崎市税条例付則第 2 0 条の 3 の規定は、3 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 付則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の龍ヶ崎市税条例第 6 2 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第2号

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり定める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)                      第17条 省 略                      2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査</u>（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u> </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">                     利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断                 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">                     乳幼児に対する健康診査                 </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">                     利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断                 </td> </tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)                      第17条 省 略                      2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

3 省 略  
4 省 略

3 省 略  
4 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。  
 令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
 龍ヶ崎市国民健康保険税条例（昭和41年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3 }                      4 } 省 略                      5 }</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から別表第5に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額から別表第6に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、介護納付金課税額から別表第7に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び子ども・子育て支援納付金課税額から別表第8に掲げる額を減額し</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 }                      4 } 省 略                      5 }</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から別表第5に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額から別表第6に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、介護納付金課税額から別表第7に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び子ども・子育て支援納付金課税額から別表第8に掲げる額を減額し</p>

て得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 省 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 }  
4 } 省 略

て得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 省 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 }  
4 } 省 略

#### 付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の龍ヶ崎市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及び第22条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第4号

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市印鑑条例（平成10年龍ヶ崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 省 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>(1) 次のいずれかを使用した多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが暗証番号の入力その他必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）の利用による申請をするとき。</p> <p>ア 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 省 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>(1) 次のいずれかを使用した多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが暗証番号の入力その他必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）の利用による申請をするとき。</p> <p>ア 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>以下同じ。</u>）</p>

特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（以下これらを「個人番号カード等」という。）

イ 省 略

- (2) 印鑑登録証明書交付申請書に印鑑の登録を識別するための磁気を付した個人番号カード等を添えて、市長に申請するとき。
- (3) 署名用電子証明書が記録された個人番号カード等及び暗証番号を使用して、移動端末設備その他の電子計算機を使用した電子情報処理組織（龍ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年龍ヶ崎市条例第20号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）の利用による申請をするとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

イ 省 略

- (2) 印鑑登録証明書交付申請書に印鑑の登録を識別するための磁気を付した個人番号カードを添えて、市長に申請するとき。
- (3) 署名用電子証明書が記録された個人番号カード及び暗証番号を使用して、移動端末設備その他の電子計算機を使用した電子情報処理組織（龍ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年龍ヶ崎市条例第20号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）の利用による申請をするとき。

議案第5号

工事請負契約に関する議決事件の変更について

令和6年7月17日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

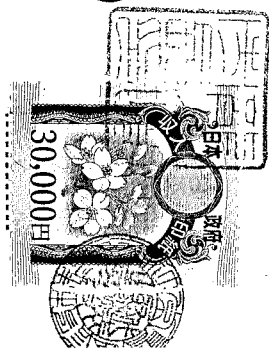
- 1 契約の目的 令和6～7年度（仮称）長山中学校区義務教育学校整備工事（建築工事）
- 2 契約金額 変更前 3,036,000,000円  
（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
変更後 3,107,500,000円  
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 3 契約の相手方 茨城県龍ヶ崎市馴馬町2846番地1  
常磐・羽原・増川特定建設工事共同企業体  
  
代表企業 茨城県龍ヶ崎市馴馬町2846番地1  
常磐建設株式会社  
代表取締役 佐々木 孝夫  
  
構成企業 茨城県龍ヶ崎市川原代町3975番地  
株式会社羽原工務店  
代表取締役 寺田 一郎

構成企業 茨城県龍ヶ崎市川原代町5847番地の7  
増川建設株式会社  
代表取締役 増川 剛

印



# 建設工事変更請負仮契約書 (第 2 回)



工 事 名 令和6~7年度 (仮称) 長山中学校区義務教育学校整備工事 (建築工事)

工 事 場 所 龍ヶ崎市長山3丁目1番地



発注者龍ヶ崎市と受注者 常盤・羽原・増川特定建設工事共同企業体 とが令和 6年 7月17日に締結した請負契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変 更 工 期 令和 一 年 一 月 一 日 から 一 日間  
令和 一 年 一 月 一 日 まで

2 請負代金変更額 ¥71,500,000- 増

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ( ¥6,500,000- 増 )

3 請負代金変更額に対する契約保証金変更額 免除

4 解体工事に要する費用等に係る変更事項 別紙のとおり

5 変更設計図書 別冊のとおり

6 その他変更事項 別紙変更通知書のとおり

7 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年 龍ヶ崎市条例第 12 号) 第 2 条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。



発注者

住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市 3 7 1 0 番地  
氏名又は名称 龍ヶ崎市  
及び代表者名 龍ヶ崎市 長 萩 原 勇



受注者

共同企業体  
の代表者(住所又は所在地) 常磐・羽原・増川特定建設工事共同企業体  
茨城県龍ヶ崎市 駒馬町 2846-1  
氏名又は名称 常磐建設株式会社  
代表取締役 佐々木 孝



(構成員) 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者

茨城県龍ヶ崎市 川原代町 3975 番地  
株式会社 羽原工務  
代表取締役 寺田 一郎



(構成員) 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者

茨城県龍ヶ崎市 川原代町 5847 番地  
増川建設株式会社  
代表取締役 増川 隆



議案第6号

工事請負契約に関する議決事件の変更について

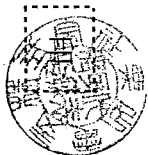
令和6年7月17日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

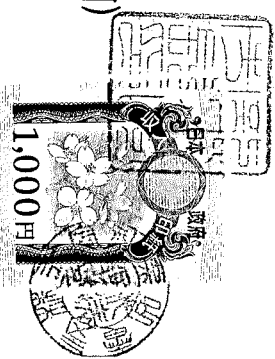
龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 契約の目的 令和6～7年度（仮称）長山中学校区義務教育学校整備工事（電気設備工事）
- 2 契約金額 変更前 410,300,000円  
（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
変更後 415,030,000円  
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 3 契約の相手方 茨城県龍ヶ崎市若柴町3047番地2  
栗山・メイデン特定建設工事共同企業体  
  
代表企業 茨城県龍ヶ崎市若柴町3047番地2  
栗山電気株式会社  
代表取締役 栗山 武志  
  
構成企業 茨城県龍ヶ崎市4316番地  
メイデン株式会社  
代表取締役 名島 節夫



# 建設工事変更請負仮契約書(第2回)



工 事 名

令和6～7年度(仮称)長山中学校区義務教育学校整備工事(電気設備工事)

工 事 場 所

龍ヶ崎市長山3丁目1番地

発注者龍ヶ崎市と受注者 栗山・メイデン特定建設工事共同企業体 とが令和 6年 7月17日に締結した請負契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変 更 工 期                    令和 一 年 一 月 一 日 から 一 日間  
   令和 一 年 一 月 一 日 まで

2 請負代金変更額                ¥4,730,000- 増

(うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額)        ( ¥430,000- 増)

3 請負代金変更額に対する  
契約保証金変更額                免 除

4 解体工事に要する費用等に係る変更事項                別紙のとおり

5 変更設計図書                    別冊のとおり

6 その他変更事項                   別紙変更通知書のとおり

7 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年龍ヶ崎市条例第12号)第2条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

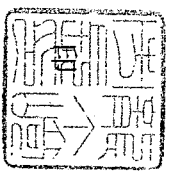
この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。



令和 8年 5月 1日

発注者

住所又は所在地  
茨城県龍ヶ崎市 3710番地  
氏名又は名称  
龍ヶ崎市  
及び代表者職名  
龍ヶ崎市長 萩原 勇



受注者

共同企業体  
の  
代表者  
(住所又は所在地)  
氏名又は名称  
栗山・マイデン特定建設工事共同企業体  
栗山 龍ヶ崎市若柴町3047番地  
茨城県  
栗山 龍ヶ崎市若柴町3047番地  
栗山 龍ヶ崎市若柴町3047番地  
代表取締役 栗田 武志



(構成員所在地  
住所又は所在地)  
氏名又は名称  
及び代表者  
氏名又は職名

茨城県  
龍ヶ崎市 316番地  
代表取締役  
栗田 武志



議案第7号

工事請負契約に関する議決事件の変更について

令和6年7月17日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

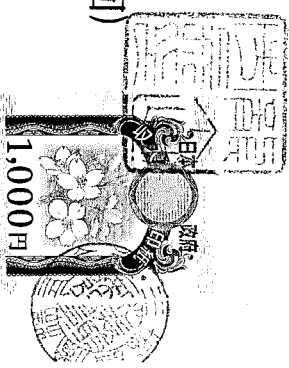
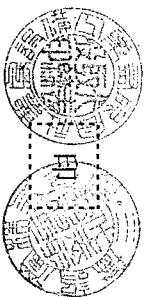
龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 契約の目的 令和6～7年度（仮称）長山中学校区義務教育学校整備工事（機械設備工事）
- 2 契約金額 変更前 694,100,000円  
（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
変更後 699,490,000円  
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 3 契約の相手方 茨城県龍ヶ崎市南中島町123番地の16  
三協・豊島特定建設工事共同企業体  
  
代表企業 茨城県龍ヶ崎市南中島町123番地の16  
三協設備株式会社  
代表取締役 本下 幸彦  
  
構成企業 茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘7丁目23番地2  
有限会社豊島設備工業  
代表取締役 後藤 秀男



# 建設工事変更請負仮契約書 (第 2 回)



工 事 名

令和6～7年度 (仮称) 長山中学校区義務教育学校整備工事 (機械設備工事)

工 事 場 所

龍ヶ崎市長山3丁目1番地

発注者龍ヶ崎市と受注者 三協・豊島特定建設工事共同企業体 とが令和 6年 7月17日に締結した請負契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変 更 工 期 令和 一 年 一 月 一 日 から 一 日間  
令和 一 年 一 月 一 日 まで

2 請負代金変更額 ¥5,390,000- 増

(うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額) ( ¥490,000- 増)

3 請負代金変更額に対する契約保証金変更額 免除

4 解体工事に要する費用等に係る変更事項 別紙のとおり

5 変更設計図書 別冊のとおり

6 その他変更事項 別紙変更通知書のとおり

7 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年 龍ヶ崎市条例第 12 号) 第 2 条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。



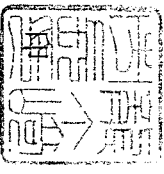
令和 8年 4月30日

発注者

住所又は所在地 茨城県龍ケ崎市 3 7 1 0 番地

氏名又は名称  
及び代表者職名

龍ケ崎市  
龍ケ崎市長 萩原 勇



受注者

三協・豊島特定建設工事共同企業体

共同企業体  
の代表者(住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者職名)

茨城県龍ケ崎市南中島町123番地の16

三協建設株式会社  
代表取締役 幸彦

(構成員所在地  
住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者職名)

茨城県龍ケ崎市豊島町23番地の2  
三協建設株式会社  
代表取締役 幸彦  
TEL 0 64 - 7 3 3 0 (代)



議案第8号

市有財産の取得について

下記のとおり市有財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 契約の目的 令和9～13年度北竜台学園保育ルーム賃貸借
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 174,240,000円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 4 契約の相手方 茨城県水戸市笠原町600番地の38 NS笠原第2 2-D号室  
日成ビルド工業株式会社 水戸支店  
支店長 所澤 和俊



印

# 物件賃貸借仮契約書

- 1 件 名 令和9～13年度北竜台学園保育ルーム賃貸借
- 2 設 置 場 所 龍ヶ崎市長山3丁目1番地
- 3 賃 貸 借 期 間 令和 9年 4月 1日 から  
令和14年 3月31日 まで
- 4 賃 貸 借 料 金 ￥174,240,000-
- (うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 ) ( ￥15,840,000- )
- 5 支 払 条 件 前金払 無 毎月払 60回
- 6 契 約 保 証 金 免除
- 7 対 象 物 件 仕様書のとおり
- 8. 引 渡 し 日 令和9年4月1日
- 9 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後本契約としての効力を有する。

上記の物件の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月23日



賃借人 住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市 3710番地

氏名又は名称 龍ヶ崎市  
及び代表者職名 龍ヶ崎市長 萩原 勇



賃貸人 住所又は所在地 茨城県水戸市笠原町600-38

氏名又は名称  
及び代表者職名

NSS笠原第2-2-D号室

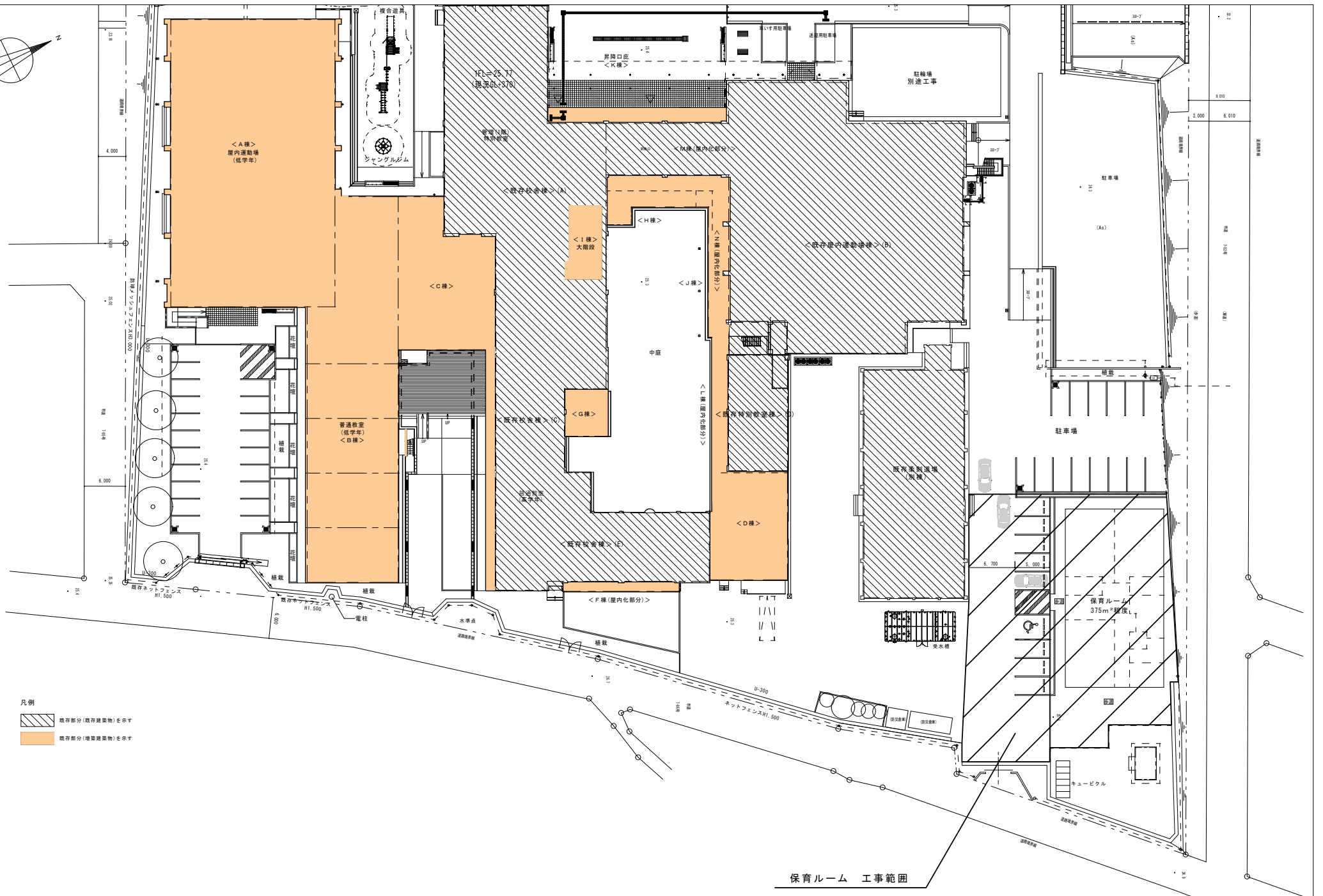
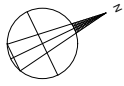
日成ビルド工業株式会社水戸支店  
支店長 所澤和







縮尺 1 : 2500  
0 10 20 30 40 50 60



- 凡例
- 既存部分(既存建築物)を示す
  - 既存部分(増築建築物)を示す

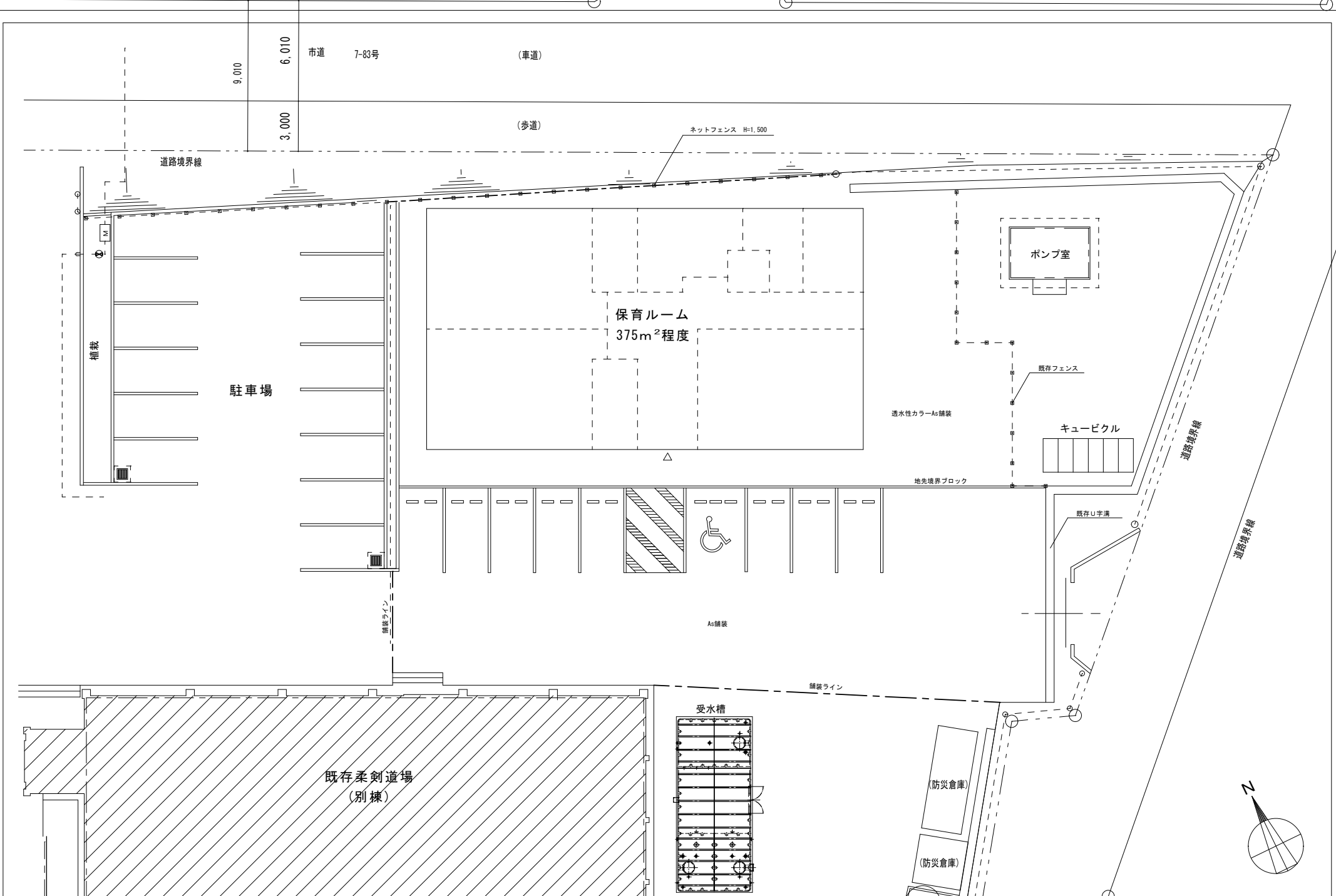
保育ルーム 工事範囲

龍ヶ崎市役所こども未来部保育課  
 茨城県龍ヶ崎市3710番地  
 tel:0297-64-1111 fax:0297-64-5027

記事	承認	照査	担当	製図	年月

工事名称	令和9～13年度北竜台学園保育ルーム賃貸借
図面名称	全体配置図

縮尺 No. A  
 A3 : S=1/500



龍ヶ崎市役所こども未来部保育課  
茨城県龍ヶ崎市3710番地  
tel:0297-64-1111 fax:0297-64-5027

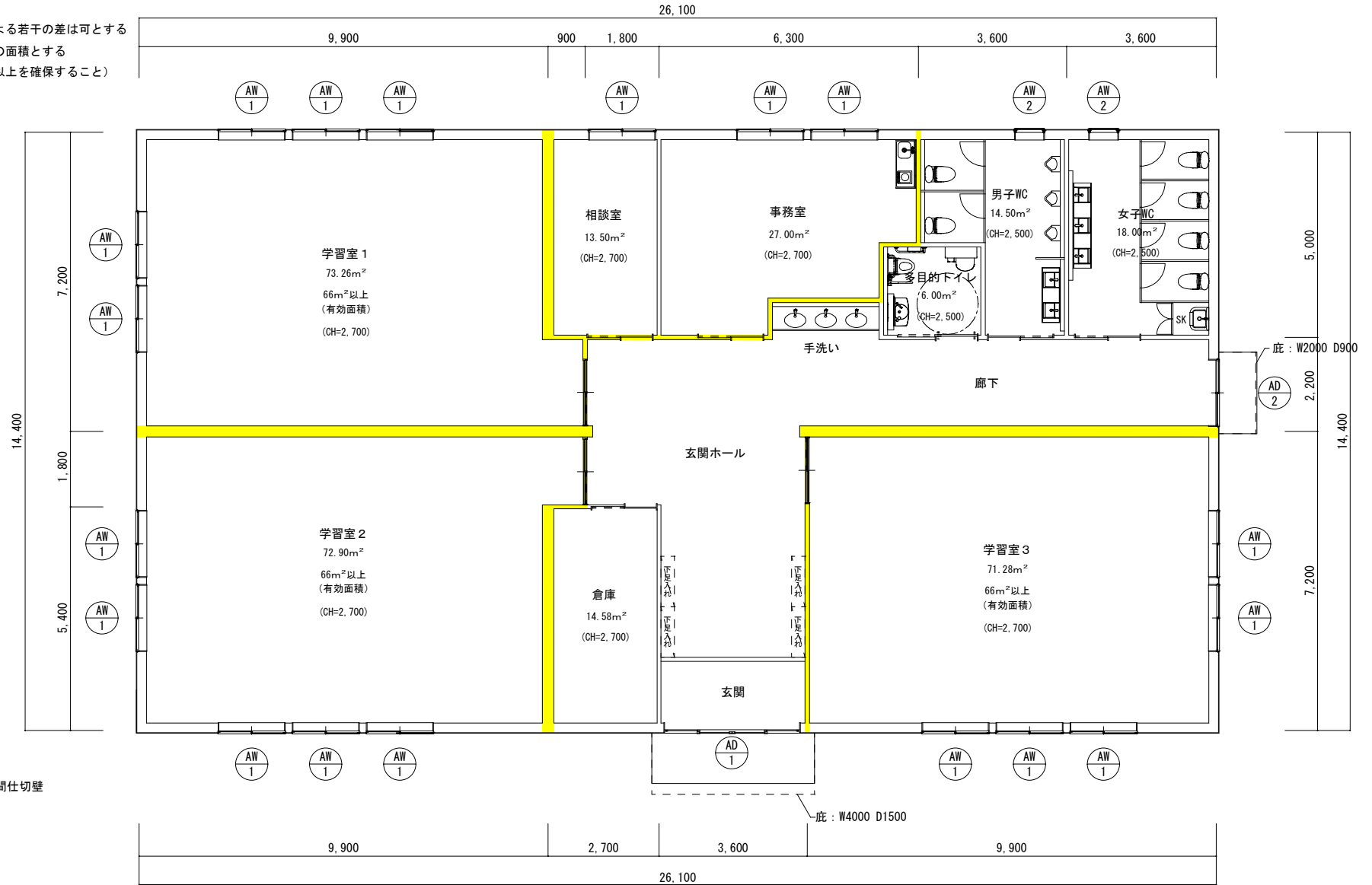
記事

承認	照査	担当	製図	年月

工事名称	令和9～13年度北電台学園保育ルーム賃貸借
図面名称	配置図

縮尺	No.
A3 : S=1/200	A
	2

※寸法について、仕様による若干の差は可とする  
 ※室面積について、目安の面積とする  
 (学習室は有効面積66㎡以上を確保すること)



防火上主要な間仕切壁  
 【令114条】

龍ヶ崎市役所こども未来部保育課  
 茨城県龍ヶ崎市3710番地  
 tel:0297-64-1111 fax:0297-64-5027

記事

承認	照査	担当	製図	年月

工事名称	令和9～13年度北竜台学園保育ルーム賃貸借
図面名称	平面図

縮尺  
 A3 : S=1/100  
 No. A  
 4

## 議案第9号

### 和解に関することについて

龍ヶ崎市が交付を受けた茨城県身近なみどり整備推進事業費補助金の一部を茨城県に返還した事案が発生したことにより生じた損害に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

## 記

### 1 和解の相手方

個人

### 2 経緯及び概要

- (1) 令和3年10月29日及び同年11月10日付けで、龍ヶ崎市は、茨城県から茨城県身近なみどり整備推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の決定を受け、和解の相手方の個人（以下「相手方」という。）が所有する森林の整備を行った。
- (2) 令和3年11月19日付けで、相手方が所有する森林の整備を行うに当たり、龍ヶ崎市と相手方との間で協定を締結した日が属する年度の翌年度から起算して10年を経過した日が属する年度末まで相手方が当該森林の維持管理を行い、開発等による転用、全面伐採等を行わないこと等を定めた茨城県身近なみどり整備推進事業の実施に関する協定（以下「協定」という。）を締結した。
- (3) 令和4年1月14日付けで、龍ヶ崎市が整備した森林（以下「対象森林」という。）を相手方が第三者（以下「第三者」という。）に売却し、それに併せて協定を当該第三者に承継する義務があったが、協定が第三者に承継されなかった。
- (4) 令和7年2月20日付けで、第三者から龍ヶ崎市に森林の立木を伐採する旨を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書が提出され、当該森林に対象森林の一部が含まれていたが、龍ヶ崎市は、その届出を受理し、当該対象森林の一部が伐採されてしまった。
- (5) 令和7年10月6日、問い合わせにより(4)において伐採された森林に対象森林の一部が含まれていたことが発覚した。
- (6) 令和8年3月31日付けで、龍ヶ崎市は、補助金の一部の返還金594,118円に加算金259,332円を加えた853,450円を茨城県に支払った。

### 3 和解の内容

龍ヶ崎市が補助金の一部の返還金及び加算金として茨城県に支払った853,450円と同額を、相手方が龍ヶ崎市に支払う。

議案第12号

龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏名 足立 富士夫

2 住所 龍ヶ崎市大徳町4734番地

3 生年月日 昭和36年4月11日

(参考資料)

1 氏 名     あ   だち   ふ   じ   お  
              足   立   富   士   夫

2 略 歴     施設園芸（トマト）農家  
              認定農業者  
              水郷つくば農業協同組合理事  
              水郷つくば農業協同組合竜ヶ崎施設園芸部会会員  
              稲敷地域就農支援アドバイザー  
              龍ヶ崎市都市計画審議会委員  
              龍ヶ崎市農業委員会委員

議案第13号

龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 滝澤 健一

2 住 所 龍ヶ崎市長山8丁目11番地10

3 生年月日 昭和51年1月29日

(参考資料)

1 氏 名 たき 滝 ざわ 澤 けん 健 いち 一

2 略 歴 龍ヶ崎市議会議員  
龍ヶ崎市議会議長  
エスエスワン株式会社代表取締役

議案第14号

龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 市 田 和 義

2 住 所 龍ヶ崎市羽黒町103番地

3 生年月日 昭和31年1月24日

(参考資料)

1 氏 名 いち た かず よし  
市 田 和 義

2 略 歴 水稻農家  
認定農業者  
豊田新利根土地改良区理事  
龍ヶ崎市農業委員会委員

議案第15号

龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 飯岡典子

2 住 所 龍ヶ崎市川原代町1114番地

3 生年月日 昭和39年4月14日

(参考資料)

1 氏 名 い い おか のり こ  
飯 岡 典 子

2 略 歴 水稻農家  
認定農業者  
水郷つくば農業協同組合理事

議案第16号

龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 氏 名 中山 務
- 2 住 所 龍ヶ崎市長峰町993番地
- 3 生年月日 昭和26年12月12日

(参考資料)

1 氏 名    なか やま つとむ  
中 山 務

2 略 歴    水稻農家  
            認定農業者  
            エコファーマー  
            龍ヶ崎市農地利用最適化推進委員

議案第17号

龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 氏 名 横 田 祥
- 2 住 所 龍ヶ崎市塗戸町2047番地
- 3 生年月日 昭和49年9月21日

(参考資料)

1 氏 名 横 田 祥  
よこ た さち

2 略 歴 水稻農家  
有限会社横田農場勤務

議案第18号

龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 黒 須 洋 一

2 住 所 龍ヶ崎市馴馬町4181番地の1

3 生年月日 昭和21年6月9日

(参考資料)

1 氏 名 黒 須 洋 一

2 略 歴 水稻農家  
認定農業者  
株式会社北龍ファーム代表取締役  
いばらき広域農業共済組合総代  
牛久沼土地改良区馴馬谷津地区管理委員会委員長  
龍ヶ崎市農業委員会委員  
龍ヶ崎市農業委員会会長

議案第19号

龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 菅 生 健 二

2 住 所 龍ヶ崎市大徳町3776番地

3 生年月日 昭和44年3月23日

(参考資料)

1 氏 名 まご菅 う生 けん健 じ二

2 略 歴 水稻農家  
認定農業者  
龍ヶ崎市農地利用最適化推進委員  
龍ヶ崎市農業委員会委員

議案第20号

龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 宮 本 幸 男

2 住 所 龍ヶ崎市羽原町1334番地

3 生年月日 昭和33年10月4日

(参考資料)

1 氏 名 みやもと さち お  
宮 本 幸 男

2 略 歴 水稻農家  
認定農業者  
農事組合法人宮本農産代表理事  
水郷つくば農業協同組合理事  
龍ヶ崎市農地利用最適化推進委員  
龍ヶ崎市農業委員会委員

議案第21号

龍ヶ崎市農業委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 椎 名 忠 行

2 住 所 龍ヶ崎市八代町483番地

3 生年月日 昭和45年4月25日

(参考資料)

1 氏 名 しい 椎 な 名 ただ 忠 ゆき 行

2 略 歴 水稻農家  
認定農業者  
龍ヶ崎市農地利用最適化推進委員

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第11号

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和8年3月31日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市税条例（昭和33年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第45条、第45条の2若しくは第45条の5(第52条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条の4第1項(第46条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第52条の7、第66条、第82条第2項、第97条第1項若しくは第2項、第101条第2項又は第130条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第45条、第45条の2若しくは第45条の5(第52条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条の4第1項(第46条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第52条の7、第66条、<u>第80条の6第1項</u>、第82条第2項、第97条第1項若しくは第2項、第101条第2項又は第130条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税</p>

1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 省 略

(2) 第97条第1項若しくは第2項の申告書又は第130条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第97条第1項若しくは第2項の申告書又は第130条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) } 省 略  
(6) }

(所得割の課税標準)

第32条 省 略

2 省 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の8において「特定配当等」という。)(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 } 省 略  
6 }

(軽自動車税の納税義務者等)

第79条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 省 略

(2) 第80条の6第1項の申告書、第97条第1項若しくは第2項の申告書又は第130条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第80条の6第1項の申告書、第97条第1項若しくは第2項の申告書又は第130条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) } 省 略  
(6) }

(所得割の課税標準)

第32条 省 略

2 省 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 } 省 略  
6 }

(軽自動車税の納税義務者等)

第79条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第80条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第80条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第79条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、

第80条の2 省 略

当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第80条の2 省 略

(環境性能割の課税標準)

第80条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第80条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第80条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第80条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

(軽自動車税の税率)

第81条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1)
  - く
  - (3)
- } 省 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第82条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収方法)

第84条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第86条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式に

第80条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第80条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第89条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第81条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1)
  - く
  - (3)
- } 省 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第82条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(種別割の徴収方法)

第84条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第86条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式に

よる申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 省 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第87条 } 省 略  
{  
3

(軽自動車税の減免)

第88条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明

よる申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 省 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第87条 } 省 略  
{  
3

(種別割の減免)

第88条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する

する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) } 省 略  
(8) }

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

- (1) 省 略  
(2) 省 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者若しくは身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定

書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) } 省 略  
(8) }

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- (1) 省 略  
(2) 省 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者若しくは身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免

免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) } 省 略

3

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第90条 省 略

2 法第445条若しくは第80条の2又は第79条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第80条の2又は第79条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) } 省 略

3

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第90条 省 略

2 法第445条若しくは第80条の2又は第79条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第80条の2又は第79条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3  
6 } 省 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 省 略

9 省 略

付 則

第4条の3 省 略

3  
6 } 省 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 省 略

9 省 略

付 則

第4条の3 省 略

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の2及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第4条の4第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第4条の4第1項」とする。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の2及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第4条の4第1項」と、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第4条の4第1項」とする。

第4条の5 省 略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 省 略

2 省 略

3 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は5

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第4条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の2及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第4条の4の2第1項」と、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第4条の4の2第1項」とする。

第4条の5 省 略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 省 略

2 省 略

3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5

- 分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。
- 4 法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。
- 15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規
- 分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。
- 4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。
- 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規

定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

19 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

20 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

24 省 略

25 省 略

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省 略

定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

27 省 略

28 省 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省 略

2  
↳ } 省 略  
6

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)  
↳ } 省 略  
(3)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)  
↳ } 省 略  
(6)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 省 略  
(2) 省 略

2  
↳ } 省 略  
6

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)  
↳ } 省 略  
(3)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)  
↳ } 省 略  
(6)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 省 略  
(2) 省 略

- (3) 省 略
  - (4) 令附則第 1 2 条第 2 4 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
  - (5) 省 略
  - (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 1 2 条第 2 5 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
  - (7) 省 略
- 10 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 0 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) } 省 略
  - (2) }
  - (3) }
  - (4) }
  - (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 2 項に規定する補助金等
  - (6) 省 略
- 11 省 略
- 12 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 省 略
  - (2) 省 略

- (3) 省 略
  - (4) 令附則第 1 2 条第 2 3 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
  - (5) 省 略
  - (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 1 2 条第 2 4 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
  - (7) 省 略
- 10 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 0 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) } 省 略
  - (2) }
  - (3) }
  - (4) }
  - (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等
  - (6) 省 略
- 11 省 略
- 12 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 省 略
  - (2) 省 略

(3) 省 略

(4) 省 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) } 省 略  
>

14

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省 略  
>  
(6)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(3) 省 略

(4) 省 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) } 省 略  
>

14

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) } 省 略  
>  
(6)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4) } 省 略  
 (5) }  
 (6) }

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) } 省 略  
 (5) }  
 (6) }

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第10条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、茨城県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 茨城県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 茨城県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第10条の6の規定により読み替えられた第80条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をし

た者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第10条の5 市長は、当分の間、第80条の8の規定にかかわらず、茨城県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第10条の6 第80条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「茨城県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第10条の7 市は、茨城県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として茨城県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第10条の8 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第80条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第11条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第81条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略	
-----	--

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が</sup>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略	
-----	--

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第80条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第11条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車<sup>が</sup>最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第81条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略	
-----	--

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略	
-----	--

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第81条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第11条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第82条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第81条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第81条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第11条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第82条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提

偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第86条及び第87条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第11条の3 省 略

2 省 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
(4) }  
(5) }

供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第86条及び第87条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第11条の3 省 略

2 省 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
(4) }  
(5) }

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第11条の4 省 略

2 省 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第11条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略

4

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第16条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第11条の4 省 略

2 省 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第11条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略

4

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第16条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。

む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第34条の2まで、第34条の5から第34条の7まで、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の5の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 省 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 省 略

2 省 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第34条の2まで、第34条の5から第34条の7まで、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項、付則第4条の4の2第1項及び付則第4条の5の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 省 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 省 略

2 省 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) } 省 略  
(4) }  
(5) }

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 省 略  
(2) 省 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

- (3) } 省 略  
(4) }  
(5) }

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 省 略  
(2) 省 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省 略  
(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 } 省 略  
4 }

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 省 略
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
(5) }

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 省 略
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付

3 省 略  
(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 } 省 略  
4 }

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 省 略
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
(5) }

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 省 略
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」と

則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) } 省 略
- (4) }
- (5) }

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 省 略
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項及び付則第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 省 略
- (4) 省 略

あるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) } 省 略
- (4) }
- (5) }

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 省 略
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、付則第4条の2第1項、付則第4条の4第1項及び付則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 省 略
- (4) 省 略

(5) 省 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項及び第4条の4第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項及び第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
>

4 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項及び第4条の4第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項及び第4条の4第1項中「所得割の額」と

(5) 省 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項、第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項、第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
>

4 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項、第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項、第4条の4第1

あるのは「所得割の額並びに付則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
(4) }  
(5) }

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 省 略
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項及び第4条の4第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項及び第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
(4) }

4  
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

項及び第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
(4) }  
(5) }

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 省 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 省 略
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項、第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項、第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
(4) }

4  
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項及び第4条の4第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項及び第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
6

(1) 省 略

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項、第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに付則第4条の2第1項、第4条の4第1項及び第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) } 省 略  
6

## 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の龍ヶ崎市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例(平成26年龍ヶ崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 省 略</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る龍ヶ崎市税条例第81条及び付則第11条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">省 略</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>	省 略			<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 省 略</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る龍ヶ崎市税条例第81条及び付則第11条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">省 略</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>	省 略		
省 略							
省 略							

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第12号

龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和8年3月31日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市都市計画税条例（昭和33年龍ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則 （法附則第15条第13項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 （法附則第15条第31項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第35項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第36項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第40項の条例で定める割合）</p> <p>6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 （法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）</p>	<p>付 則 （法附則第15条第14項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 （法附則第15条第32項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第36項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第37項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第41項の条例で定める割合）</p> <p>6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>

7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

8 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

- (4) } 省 略
- (5) }
- (6) }

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9 省 略

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

- (4) } 省 略
- (5) }
- (6) }

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 省 略

10 省 略

11 付則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画

9 省 略

10 付則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画

税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

14  
15  
16  
17 } 省 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

18 省 略

19 付則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、付則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第15項から第17項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第16項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

20 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

21 省 略

付 則

税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

13  
14  
15  
16 } 省 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17 省 略

18 付則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、付則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

20 省 略

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の龍ヶ崎市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第13号

和解に関することについて

令和8年2月25日午後7時30分頃、龍ヶ崎市向陽台4丁目2番地1・2のつくばの里向陽台公園の駐車場において、当該駐車場の脇にある樹木の倒木により、当該駐車場に駐車中の龍ヶ崎市に在住の方が所有する普通乗用車を破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和8年4月14日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金1,471,813円

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第10号

和解に関することについて

令和7年11月21日午後1時50分頃、龍ヶ崎市4264番地1の龍ヶ崎市商工会の駐車場において、公用車が龍ヶ崎市に在住の方が運転する普通乗用車に接触した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、これを処分する。

令和8年3月27日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金216,299円

報告第7号

令和7年度龍ヶ崎市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和7年度龍ヶ崎市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計					特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
2	1	総務費 総務管理費	まちづくり市民アンケート調査業務委託費	1,850,000	555,000	555,000	555,000	555,000	555,000				
3	1	民生費 社会福祉費	高齢者福祉計画等策定業務委託費	2,310,000	1,375,000	1,375,000	1,375,000	1,375,000	1,375,000				
9	1	消防費 消防費	消防ポンプ自動車製造事業	50,979,000	20,300,000	20,300,000	20,300,000	20,300,000	3,900,000		16,400,000		
10	4	教育費 義務教育学校費	北竜台学園施設整備事業	4,536,389,000	1,824,361,000	1,844,987,000	828,884,000	1,016,103,000	1,016,103,000	135,277,000	290,926,000	589,900,000	
計				4,591,528,000	1,846,591,000	1,867,217,000	828,884,000	1,038,333,000	1,038,333,000	141,107,000	290,926,000	606,300,000	

報告第8号

令和7年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和7年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金		
						地方債	その他	
円	円	円	円	円	円			
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎管理費	139,716,000	7,436,000		7,436,000		
		ふるさと龍ヶ崎応援事業	250,000,000	13,000,000		13,000,000		
		若者世代くらし応援ポイント事業	95,693,000	95,693,000		95,693,000		
	2 徴税费	徴収事務費		53,776,000	25,674,000		22,638,000	
							3,036,000	
							5,291,000	
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍電算システム標準化改修事業		12,177,000	5,291,000			
				1,848,000	1,848,000		1,848,000	
				528,000	528,000		528,000	
3 民生費	2 児童福祉費	さんさん館管理費	13,646,000	2,970,000		2,970,000		
		物価高対応子育て応援手当支給事業	195,718,000	705,000		705,000		
		子育て世帯生活応援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）	48,533,000	250,000		250,000		
6 農林水産業費	1 農業費	農業者等物価高騰対策事業	5,763,000	5,763,000		5,763,000		

令和7年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳		
						未収入特定財源	一般財源	
								国県支出金
								地方債
その他								
7 商工費	1 商工費	事業者等物価高騰対策事業	82,814,000	82,814,000		82,814,000		
		龍ヶ崎暮らし応援商品券事業	258,200,000	258,200,000		258,200,000		
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	40,245,000	6,589,000			6,589,000	
		道路管理民間移行事業	153,407,000	1,287,000			1,287,000	
		道路排水管理費	19,897,000	6,594,000			6,594,000	
		道路改良事業	31,235,000	7,500,000			7,500,000	
		市道第1-45号線整備事業	20,403,000	1,903,000		1,700,000	203,000	
		市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業	297,455,000	285,561,000		133,500,000 152,000,000	61,000	
		市道第Ⅰ-12号線外整備事業	24,814,000	22,204,000		19,900,000	2,304,000	
		市道第Ⅱ-18号線外整備事業	110,000,000	110,000,000		50,000,000 60,000,000		
9 消防費	1 消防費	防災情報ネットワークシステム更新事業	16,592,000	12,273,000		11,300,000	973,000	
		移動無線システム更新事業	4,250,000	1,228,000			1,228,000	

令和7年度龍ヶ崎市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳	
						未収入特定財源	一般財源
						国県支出金 地方債 その他	
10 教育費	1 教育総務費	教育センター管理費	円 7,527,000	円 5,863,000	円	円 5,200,000	円 663,000
	3 中学校費	中根台中学校管理費	139,748,000	120,000,000		33,333,000 86,600,000	67,000
	7 保健体育費	たつのこアリーナ管理費	35,406,000	10,481,000			10,481,000
計			2,059,391,000	1,091,655,000		667,925,000 336,700,000 3,036,000	83,994,000

報告第9号

令和7年度龍ヶ崎市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和7年度龍ヶ崎市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源		
									国県支出金	地方債	
2	1	法制事務費	円 285,554	円 252,554	円 33,000	円	円 33,000	円	円	円 33,000	第三者請求に係るトラブルに端を 發した苦情等に対する委任契約に おいて、年度内に事案が解決せ ず、引き続き対応を委任するた め。
8	4	都市計画事務費	2,805,000	1,705,000	1,100,000		1,100,000			1,100,000	都市計画決定図書作成において、 該当地区である川崎地区の県都市 計画決定が令和8年度になる見込 であることから、それに合わせて 図書作成も繰り越すため。
計			3,090,554	1,957,554	1,133,000		1,133,000			1,133,000	

報告第10号

令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額 に係る繰越しを要 するたな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国県補助	企業債	その他	自己財源	
1	1	公共下水道事業費用	11,418,000	9,659,000		9,659,000	7,139,000	2,520,000	2,520,000	1,260,000			1,260,000	

報告第11号

令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
						既収入特定財源	未収入特定財源				
	国県補助金	企業債 その他									
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	公共下水道馴馬第4-8号外枝線工事	61,765,000		61,765,000	21,850,000	16,374,500 20,400,000	3,140,500			工事材料のマンホールポンプ及びポンプ制御盤において、半導体、銅線供給不足による影響で調達に不測の日数を要したため。
		地蔵後中継ポンプ場水中ポンプ更新	20,696,000		20,696,000		19,600,000	1,096,000			工事材料である水中ポンプが製造メーカーにおいて、製品の調達に日数を要したため。
		霞ヶ浦常南流域下水道整備事業負担金	188,278,000	5,151,000	183,127,000		183,000,000	127,000			各工事・業務等において、関係機関との協議に不測の日数を要したため。

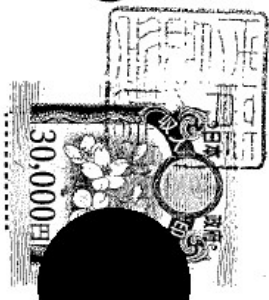
地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
						既収入特定財源	未収入特定財源				
	国県補助金	企業債 その他									
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	霞ヶ浦常南流域下水道整備事業負担金	15,099,000	14,831,000	268,000	200,000		68,000			道路敷及び蓋の段差解消に人孔躯体改築が必要であると判明し、人孔躯体改築の設計及び工事に不測の日数を要したため。



# 建設工事変更請負仮契約書 (第 2 回)



工 事 名 令和6~7年度(仮称)長山中学校区義務教育学校整備工事(建築工事)

工 事 場 所 龍ヶ崎市長山3丁目1番地

発注者龍ヶ崎市と受注者 常盤・利原・増川特定建設工事共同企業体 とが令和 6年 7月17日に締結した請負契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変 更 工 期 令和 一 年 一 月 一 日 から 一 日間  
令和 一 年 一 月 一 日まで

2 請負代金変更額 ¥71,500,000- 増

( うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 ) ( ¥6,500,000- 増 )

20

3 請負代金変更額に対す  
る契約保証金変更額 免 除

4 解体工事に要する費用等に係る変更事項 別紙のとおり

5 変更設計図書 別冊のとおり

6 その他変更事項 別紙変更通知書のとおり

7 特約条件  
この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年龍ヶ崎市条例第12号)第2条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

発注者

住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市 3710番地  
氏名又は名称 龍ヶ崎市  
及び代表者職名 龍ヶ崎市長 萩原 勇



受注者

共同企業体  
の代表者(住所又は所在地) 常磐・羽原・増川特定建設工事共同企業体  
氏名又は名称 茨城県龍ヶ崎市別馬町2846-1  
及び代表者職名 常磐建設株式会社  
代表取締役 佐々木 孝

(構成員) 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者職名

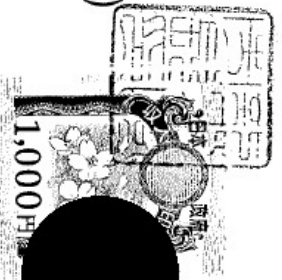
茨城県龍ヶ崎市川原代町3975番地  
株式会社 羽原工務  
代表取締役 寺田 一

(構成員) 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者職名

茨城県龍ヶ崎市川原代町5847番地  
増川建設株式会社  
代表取締役 増川



# 建設工事変更請負仮契約書 (第 2 回)



工 事 名

令和6～7年度 (仮称) 長山中学校区義務教育学校整備工事 (電気設備工事)

工 事 場 所

龍ヶ崎市長山3丁目1番地

発注者龍ヶ崎市と受注者 栗山・メイズン特定建設工事共同企業体 とが令和 6年 7月17日に締結した請負契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変 更 工 期  
令和 一 年 一 月 一 日から 一 日間  
令和 一 年 一 月 一 日まで

2 請負代金変更額                    ¥4,730,000- 増

( うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 )            ( ¥430,000- 増 )

3 請負代金変更額に対する  
契約保証金変更額                    免 除

4 解体工事に要する費用等に係る変更事項                    別紙のとおり

5 変更設計図書                    別冊のとおり

6 その他変更事項                    別紙変更通知書のとおり

7 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年 龍ヶ崎市条例第 12 号) 第 2 条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8年 5月 1日

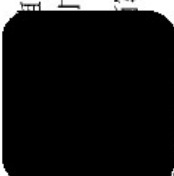
発注者

住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市 3710番地  
龍ヶ崎市  
氏名又は名称 龍ヶ崎市 萩原 勇  
及び代表者職名 龍ヶ崎市 萩原 勇



受注者

共同企業体  
の  
（代表者）  
（住所又は所在地）  
氏名又は名称  
及び代表者  
職名  
栗山・メイデン特定建設工事共同企業体  
茨城県  
栗山  
代表者  
柴町3047番地  
社  
武志



（構成員）  
（住所又は所在地）  
氏名又は名称  
及び代表者  
職名

茨城県  
代表者

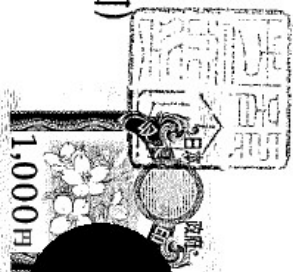


316番地  
武志





# 建設工事変更請負仮契約書 (第 2 回)



工 事 名 令和6~7年度 (仮称) 長山中学校区義務教育学校整備工事 (機械設備工事)

工 事 場 所 龍ヶ崎市長山3丁目1番地

発注者龍ヶ崎市と受注者 三協・豊島特定建設工事共同企業体 とが令和 6年 7月17日に締結した請負契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変 更 工 期 令和 一 年 一 月 一 日 から 一 日間  
令和 一 年 一 月 一 日まで

2 請負代金変更額 ¥5,390,000- 増

( うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 ) ( ¥490,000- 増 )

3 請負代金変更額に対する契約保証金変更額 免除

4 解体工事に要する費用等に係る変更事項 別紙のとおり

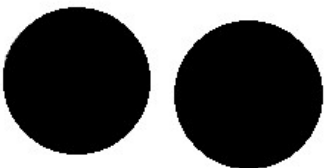
5 変更設計図書 別冊のとおり

6 その他変更事項 別紙変更通知書のとおり

7 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年 龍ヶ崎市条例第 12 号) 第 2 条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。



令和 8年 4月30日

発注者

住所又は所在地

茨城県龍ヶ崎市 3710番地

氏名又は名称  
及び代表者職名

龍ヶ崎市  
龍ヶ崎市長 萩原 勇



受注者

三協・豊島特定建設工事共同企業体

共同企業体  
の名称  
(代表者住所  
及び住所)

茨城県龍

氏名又は名称  
及び代表者職名

三協  
代表取

(構成員)  
住所又は所在地

茨城県龍

氏名又は名称  
及び代表者職名

有限会社

代表取

TEL



〒112-0001  
東京都千代田区  
丁目23番  
TEL 7330-0000



印

# 物件賃貸借仮契約書

- 1 件 名 令和9～13年度北竜台学園保育ルーム賃貸借
- 2 設 置 場 所 龍ヶ崎市長山3丁目1番地
- 3 賃 貸 借 期 間 令和9年4月1日から  
令和14年3月31日まで
- 4 賃 貸 借 料 金 ¥174,240,000-
- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ( ¥15,840,000- )
- 5 支 払 条 件 前金払 無 毎月払 60回
- 6 契 約 保 証 金 免除
- 7 対 象 物 件 仕様書のとおり
- 8 引 渡 し 日 令和9年4月1日
- 9 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後本契約としての効力を有する。

上記の物件の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月23日

賃借人 住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏名又は名称 龍ヶ崎市  
及び代表者職名 龍ヶ崎市長 萩原 勇



賃貸人 住所又は所在地 茨城県水戸市笠原町600-38

氏名又は名称 日成ビルド工業株式会社水戸  
及び代表者職名 支店長 所 澤 和

支店長 所 澤 和